

議案第 28 号

石岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を
制定することについて

石岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 22 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に係る人事院規則等の改正に伴い、これに準じて本市職員の育児休業等の取得要件等について所要の改正をするため。

石岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

石岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年石岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第17条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。